

〈補助金・助成金・奨励金〉

条例名・制度名	制定年月	対象者	対象者の要件	対象地域	交付条件		
					補助対象事業等	補助額等	限度額
地域産業立地事業費補助金 交付要綱	H8.11 (R1.11 改正)	市町 (政令指定都市においては企業等に対して協調補助)	下記要件を満たす企業等(製造業の工場、閉鎖型植物工場、研究所、ソフトウェア業、物流施設等)に助成を行なう市町 ○用地取得後3年(未造成の用地は5年)以内に工場等を新設し、業務を開始(知事が特に認める場合は延長可能、子会社・関連会社が業務を開始する場合を含む) ○工場及び物流施設にあっては、用地取得面積 1,000 ㎡以上かつ当該事業所の従業員 10 人以上 ○既に県内にある企業の場合は、県内従業員の増加が1名以上 又は 雇用維持かつ生産性向上 10% ○研究所・ソフトウェア業にあっては、研究施設床面積 200 ㎡以上かつ研究員5人以上 ○物流施設にあっては、流通加工用設備等の設置	○県下全域 (補助金交付要綱等の制定がある市町に限る)	○企業等の用地取得費の 1/5(成長分野の工場、研究所は 3/10)以内、ふじのくにフロンティア推進区域等は 3/10(成長分野の工場、研究所は 4/10)以内) ○新規雇用従業員1人当たり 100 万円の範囲内で行う市町補助経費(2億円(成長分野の工場、研究所は3億円)、ふじのくにフロンティア推進区域等は3億円(成長分野の工場、研究所は4億円))	○左に掲げる経費の1/2(過疎市町等は 2/3)以内	○通常区域 1億円(成長分野の工場、研究所は 1.5 億円) ○ふじのくにフロンティア推進区域等内 1.5 億円(同成長分野2億円)
新規産業立地事業費補助金 交付要綱	H15.4 (R1.7 改正)	企業(製造業の工場、研究所、物流施設等)	○工場(閉鎖型植物工場を含む)及び物流施設にあっては設備投資額5億円以上 ○研究所にあっては、設備投資額1億円以上かつ研究施設の床面積 200 ㎡以上かつ研究員5人以上 ○県内及び当該事業所の従業員の増加が1人以上 又は 雇用維持かつ生産性向上 10% ○事業着手後2年以内に工場等を新設し、業務を開始(用地取得を伴う場合は、取得後造成地3年、未造成地5年以内、知事が特に認める場合は延長可能、子会社・関連会社が業務を開始する場合を含む) ○物流施設にあっては、流通加工用設備等の設置	○県下全域	○工場等の建設費及び機械設備の購入経費のうち生産、事務、研究開発、流通加工、事業継続、の部分に係る経費 ○安全対策費(津波浸水想定等のある地域への進出の場合のみ)	○左に掲げる経費の7%(成長分野の工場、研究所は 10%)以内	○7億円 (成長分野の工場、研究所は 10 億円) ※ 大規模な拠点化工場・マザー工場は審査により更に上乗せ可能
物流業立地事業費補助金	H26.4 (R1.11 改正)	賃貸型の物流施設を設置するものと、施設を賃貸し物流業務を行うものに対する補助。 (施設設置者と、物流業を行うものが別法人である場合のみ申請可)	○施設設置者:1,000 ㎡以上の用地を取得(賃借可)し、物流施設を設置して賃貸すること。 ○物流業者:従業員数 10 人以上で、施設設置者から施設を賃借し、物流業を営むこと。 ○施設設置者と物流業者との間に10年以上の賃貸借契約があること ○設備投資額 10 億円以上で物流業者の県内雇用増1人以上、または、設備投資額5億円以上で物流業者の県内雇用増 10 人以上であること ○流通加工用設備の設置	○県下全域 (但し、市町との協調補助制度であることから、賃貸型物流施設に対する補助制度を有する市町に限る)	○施設設置者の用地取得、施設建設費、機械設備購入費 ○物流業者の機械設備購入費、新規雇用従業員 ○県と市から、用地取得と雇用に対する補助を受けられた場合のみ、設備投資に対する補助の申請が可能	○用地取得費の 10%(ふじのくにフロンティア推進区域等 15%) ○新規雇用従業員 1 人あたり 25 万円 ○施設の建設費、機械設備購入費の7%	○用地取得費と雇用補助:合算で1億円(ふじのくにフロンティア推進区域等 1.5 億円) ○設備投資(建物、機械)に対する補助:合算で5億円
県内立地工場等事業継続強化事業費補助金交付要綱	H25.12 (H31.4 改正)	市町 (政令指定都市においては企業等に対して協調補助)	下記要件を満たす企業等(製造業の工場、研究所、ソフトウェア業、物流施設等)に助成を行なう市町 ○平成 23 年3月 11 日以前から県内で操業を行っている施設 ○用地取得後2年以内に工場等を移転又は分散し、業務を開始(知事が特に認める場	○県下全域 (補助金交付要綱等の制定がある市町に限る)	○企業等の用地取得費の 1/5 ○新規雇用従業員1人当たり 50 万円の範囲内で行う市町補助経費	○左に掲げる経費の 1/2(過疎市町等は 2/3)以内	○1億円 ・BCPに基づく移転等は複数回適用あり

			<p>合は延長可能、子会社・関連会社が業務を開始する場合を含む)</p> <p>○工場及び物流施設にあつては、用地取得面積 1,000 m²以上かつ当該事業所の従業員1人以上</p> <p>○県内従業員の数が現状維持以上</p> <p>○研究所・ソフトウェア業にあつては、研究施設床面積 200 m²以上かつ研究員1人以上</p> <p>○物流施設にあつては、流通加工用設備等の設置</p>				
県内立地工場等事業継続事業費補助金交付要綱	H25.12 (R1,7 改正)	企業(製造業の工場、研究所、物流施設等)	<p>○平成 23 年3月 11 日以前から県内で操業を行っている施設</p> <p>○工場及び物流施設にあつては設備投資額5億円以上かつ従業員1人以上</p> <p>○研究所にあつては、設備投資額1億円以上かつ研究施設の床面積 200 m²以上かつ研究員1人以上</p> <p>○県内従業員の数が現状維持以上</p> <p>○事業着手後2年以内に工場等を移転又は分散し、業務を開始(知事が特に認める場合は延長可能、子会社・関連会社が業務を開始する場合を含む)</p> <p>○物流施設にあつては、流通加工用設備等の設置</p>	○県下全域	<p>○工場等の建設費及び機械設備の購入経費のうち生産、事務、研究開発、流通加工、事業継続、の部分に係る経費</p> <p>○安全対策費(津波浸水想定等のある地域への進出の場合のみ)</p>	○左に掲げる経費の 7/100 以内	○5億円 ・BCPに基づく移転等は複数回適用あり

〈融資〉

条例名・制度名	制定年月	対象者	対象者の要件	対象地域	融資条件		
					融資対象事業等	融資条件	限度額
ふじのくにフロンティア推進資金	H26.4 創設 (R2.4 改正)	ふじのくにフロンティア推進区域又は新拠点区域で事業を実施するもの	ふじのくにフロンティア推進区域(総合特別区域+県認定区域)又は新拠点区域において、市町が認めた事業を行う中小企業者、組合	ふじのくにフロンティア推進区域又は新拠点区域	設備資金 (土地取得費を含む)	融資利率 年 1.4%以内 融資期間 15 年以内 (据置5年以内)	10 億円